

第3期地域福祉計画の評価

第3期計画で重点的に取り組んでいくべき6つの課題について、以下のとおり評価を行いました。

※評価は令和3年2月時点のものです。

課題1 お互いの顔が見える近隣関係づくり

災害発生時のことも見据えつつ住民同士の助けあいについての情報発信、啓発などを進めるとともに、地域における集いの場や、趣味や価値観を同じくする人同士など、様々な人が知りあうきっかけを増やし、これらが重なりあうことで、まずは顔の見える関係をより広げていくような取り組みが必要です。

取組・成果	● 民生委員児童委員協議会による、一定期間医療保険などを利用していない75歳以上の高齢者宅への訪問による安否確認や、地区福祉委員会による要援護者への、見守り・声掛けなどの個別援助活動を実施している。特に、地区福祉委員会の個別援助活動の対象者は約2倍に増加した。また、各地区で民生委員児童委員と地区福祉委員が協力し、サロン活動などを行った。 ● コミュニティセンター、共同利用施設、石橋会館などの適切な管理運営により、住民交流の場の確保を行った。また、高齢者の外出するきっかけづくり・友達づくりの場になるふれあいサロンやおとな食堂、多世代交流の場となるおしゃべりサロン、子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができることも食堂の設置・運営を支援するなど、多世代の居場所づくりの促進・充実を図った。 ● 障がい者が相談できる相談支援事業所の充実や、障がい者団体などへの情報提供、終末期医療に関する住民ワークショップや認知症高齢者と家族が参加できる認知症カフェの開催、乳幼児とその保護者が相互に交流できるつどいの広場を開設するなど、当事者同士が出会う場や情報提供などの支援を行った。
現状・課題	● 地域のサロンや居場所づくり、個別の見守り・声かけ体制は順調に整備されているが、今後、活動者の高齢化などによる担い手不足が懸念されており、担い手の育成が必要である。 ● 共同利用施設は、管理人の担い手不足や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休館を余儀なくされ、各サロンの開催に支障をきたしている。また、全ての施設が老朽化のため維持管理にコスト増が見込まれることや、サロンの場所や開催日が固定化されていることから、開催について検討が必要である。また、子ども食堂についても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が困難な食堂がある。 ● 障がい分野については、当事者同士の出会う場づくりは障がい者団体を中心にやっているが、障がいの内容に関係なく相談できる相談支援事業所が少なく、一層の充実が望まれる。 介護分野については、認知症高齢者が対象のワークショップやカフェは参加者が限られているため、医療・介護に関する普及啓発と並行して進めていく必要がある。 子育て分野については、対象者のニーズに基づいた講習会やイベントなどを実施し、子育ての不安感などの緩和に努めるとともに、地域の子育て支援のネットワークや情報誌・ホームページなどで子育て支援の取組の周知を図っている。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 既存の活動を継続しつつ、地域における支え合い活動の具体例や先進事例・成功事例を周知し、担い手の意欲向上や新たな担い手を発掘する。また、コロナ禍を踏まえた地域福祉活動を推進する。 ● 共同利用施設は、管理人制度や再編計画による施設数の見直しを図るとともに、既存の居場所の開設・運営を支援する。また、共同利用施設以外のサロンの開設場所についても検討し、より地域住民に根差した居場所づくりに努めていく。コロナ禍における新しい生活様式を踏まえた居場所づくりが前提となるため、新型コロナウイルス感染症対策に資する取組に対する補助金の加算など、時流に合わせた対応を検討し、居場所づくりを促進・充実させる。 ● 今後も、各分野において当事者同士が出会う場や自由に利用できる交流の場の設置、情報提供などの支援を継続する。また、利便性の向上による利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置、事業のあり方を検討しつつ、拠点や事業所を充実させる。

課題2 福祉に対する関心の喚起

多くの人々には現在の地域福祉の取り組み、活動状況が認識されていない様子がうかがえることから、様々な媒体を通じた情報発信、啓発活動などにより人々の福祉に対する関心を高めていくことが必要です。

取組・成果	● 保健福祉総合センターは、平成29年度から指定管理者制度を導入し、自主事業としてシニア向けスマートフォン体験講座や健康講座など、住民向けに幅広い教養講座を開催するほか、多くの団体の地域活動の場所にもなっている。また、地域福祉に関する情報の各種資料の提供・情報発信を行うなど、地域福祉の拠点としての機能を果たしてきた。 ● 各種団体の福祉にかかわる活動については、市の広報誌への掲載や、関係各所へのチラシの配架、各団体に対しても地域住民への周知を行うよう呼び掛けるなど、継続的な周知に取り組んできた。また、紙面だけではなく、ホームページや各種SNSの各媒体も活用して情報を発信してきた。 ● 地域コミュニティ推進協議会については、地域分権活動発表会や地域コミュニティリーダー養成講座を開催した。平成30年からはアクティブシニア応援事業の実施に伴い、高齢者の主体的な活動が新たに企画・実施された。
現状・課題	● 保健福祉総合センターは、新型コロナウイルス感染症対策により、開館時間の短縮や利用制限を実施したことで、利用人数や利用回数が大幅に減少した。また、コロナ禍を踏まえた各種企画の継続や利用促進が課題。 ● 住民にとって身近な福祉活動について、広報誌やチラシの配架による広報活動はできているが、ホームページなどSNSについては更なる活用が必要である。IT化が進み様々な媒体を活用する中で、媒体の使い分けや情報発信の方法を改めて明確にしなければいけない。既存の団体や活動だけでなく、新しい活動を引き起こす方法や体制の構築についても課題である。 ● 活動団体の固定化や担い手不足は、これまでも課題であったが、高齢化など昨今のコロナ禍においてはさらにその傾向が強まっている。また、潜在的に活動している団体や個人を把握することが難しい。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 保健福祉総合センターは、令和4年4月からの新たな指定管理者と連携し、地域福祉活動の拠点として各種企画の実施を推進するとともに、利用者アンケートなどにより住民の意見を取り入れ、効率的な運営に努める。 ● 情報発信の方法に幅を持たせるなどの工夫をし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会・生活様式が大きく変化しても、住民全員に情報が行き届くように努める。また、行政と住民との協働においては、地域で精力的に活動している団体や個人を掘り起こし、福祉活動のネットワークの強化を図る。 ● 府補助金の柔軟な活用により、各団体の主体的な福祉活動を支援するとともに、アクティブシニアに向けた情報提供などを引き続き行い、担い手の発掘に努める。また、住民同士の日常的な支え合いにつながる新たな施策について検討を行う。

課題3 新たな担い手の確保

地域における助けあいや福祉活動などの意義や具体的な活動内容などをより一層周知するとともに、幅広い世代が気軽に参加でき、楽しく活動できるような働きかけを行い、活動参加者のすそ野を広げていくこと、また次代の活動を先導するリーダー的役割の人材を確保・養成していくことが必要です。

取組・成果	● 市内16法人が加入する「池田市社会福祉施設連絡会」を運営し、相互交流や地域活動団体との交流を通して、地域において社会福祉法人・施設に求められる役割について検討を行った。災害時への福祉避難所へのニーズが大きいことから、各加入法人・施設と行政との間の福祉避難所協定の締結に取り組んだ。 ● 各地域ごとに地域に合った福祉活動を周知・実施してきた。 ● 平成29年10月より実施した、多機関の協働による包括的支援体制構築事業において、年に1～2回のペースで庁内外の福祉関係機関を対象に、外部講師による研修を開催し、地域福祉に関する知識や課題の理解を深めることができた。また、庁内研修を実施し、各課の事例紹介を行うことで、各課の業務や課題への理解が深まり、連携の強化を図ることができた。
現状・課題	● 池田市社会福祉施設連絡会において、日常的継続的に行う公益的な活動について、検討のうえ具体化していく必要がある。 ● 地域福祉の担い手の高齢化が進み、新たな担い手の発掘・育成については難航している。情報発信や啓発方法についても既存の周知方法に偏らず、SNSなど様々な方法を活用することが必要。 ● 複合化した様々な福祉課題の解決にあたり、専門職員の確保・育成は急務である。既存の体制では対応に苦慮するケースもみられるため、組織体制の見直しが重要課題。また、ひきこもり支援連絡会の実施により、教育との連携を深めることができたが、担当レベルだけではなく組織レベルでの連携を深めることが課題。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 池田市社会福祉施設連絡会において、住民ニーズを踏まえ新たな公益的活動について、検討を重ね取り組んでいく。 ● 社会福祉協議会や地区福祉委員の活動について広く周知し、アクティブシニアや地域で活動する団体に知ってもらい、そこから担い手を発掘・育成していくための支援を強化する。 ● 活用できる補助金の洗い出しや、それに伴う提案を行い、専門人材の育成・確保に努める。また、課題の1つであるひきこもり支援体制の構築に向けて、福祉と教育の組織横断的な連携をさらに深めていく。

課題4 連携・協働による推進体制づくり

市内各地区の小地域ネットワーク活動や市内全域を対象とするボランティア活動などを今後推進するにあたって各地区の諸団体との情報共有、相互協力などを一層進めていくことが必要です。

取組・成果	● 新たなボランティアの発掘や、地域における多様な活動主体のネットワーク化に向けた取組を行った。 ● 平成30年4月より、国のモデル事業の地域力強化推進事業を実施。そのうち、まちごと・丸ごとプロジェクトにおいて、3つの小学校区域で地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備するため、地域の各団体や専門職が集うワークショップや福祉ネットワーク会議を開催し、課題解決に向けて話し合った。福祉分野に限らず地域の様々な団体が集う場を設け、地域の実情を把握することで福祉についての考えを共有することができた。また、地域コミュニティ推進協議会においては、地域分権活動発表会や地域コミュニティリーダー養成講座を定期的に開催している。 ● 社会福祉協議会との連携については既存事業に加え、平成29年からの国のモデル事業のうち、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施し、協働で地域福祉の推進に取り組んだ。地域性を熟知している当該協議会との連携を深めることで、潜在的な地域課題を掘り起こし、解決に向かって取り組むことができた。また、庁内だけでなく、ボランティア団体を含む各関係機関とのつながりも形成されつつある。公益活動促進協議会については、条例で規定された中間支援組織であり、当該協議会と連携しながら公益活動の促進を行っている。また、登録制度により登録された団体の情報を市ホームページに掲載している。
現状・課題	● 連携やネットワーク化の目標設定が曖昧だったため、思うような成果が出ておらず継続した取組には発展しなかった。 ● 各団体における地域福祉の活動や、団体を越えた顔の見える関係づくりは推進されている。各団体を掛け持ちしている担い手は多いが、それぞれの団体の立場によって連携が深められていないことが課題。一部の地域においては連携が促進されているが、団体間の連携については校区ごとに違いが出ており、連携を深めるためには継続的な取組が必要。 ● モデル事業実施の際に得た知見やコロナ禍における状況を踏まえて、今後の地域福祉活動のあり方を再考する必要がある。各関係機関や地域住民とのネットワークが途絶えてしまわないように維持することが課題。また、公益活動促進協議会については、登録団体に限らず連携の輪をより幅広い主体に広げていくことが求められる。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 連携やネットワーク化の具体的目的や役割を明確化する。 ● 各団体が実施している地域福祉活動を引き続き支援しながら、団体どうしのつながりの場や各団体や行政をつなぐ中間支援のような機能を有する組織の育成・強化が必要。また、連携やネットワーク化のメリットを各団体に提示し、各団体の連携を深められるような取組を推進する。 ● 各関係機関や地域住民どうしが地域福祉のあり方について、考えを共有し課題解決に向けてともしに取り組むことのできる場を整備し、ネットワークの強靱化を図る。また、公益活動を行う団体や市と協働する団体の情報把握・連携を中間支援組織とともに行う。

課題5 情報提供、相談支援体制のさらなる充実

市や社会福祉協議会の広報紙、パンフレットなどの紙媒体、ホームページ、地域の人々を介したクチコミなどを通じて、情報がより行き届くように努めていくことが必要です。また、必要な人が必要な支援につながる相談支援体制の充実に引き続き努めていくことが必要です。

取組・成果	● 地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点における相談・援助活動を実施し、相談内容によっては適切な機関と連携し、解決に取り組んでいる。また、令和元年度より自立相談支援機関の相談員を1名増員し、相談員がアウトリーチできるよう相談支援体制の充実を図った。 ● 平成29年10月より、国のモデル事業のうち多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施。地域福祉推進会議（年2回）や相談支援包括化推進会議（年4回）を開催し、課題の共有や事例検討を通じて、業務内容の相互理解が深まり、支援のつなぎ先を見つけやすくなった。 ● 地域の課題を包括的に受け止める場として、平成30年よりコミュニティソーシャルワーカーが相談対応を行う福祉よろず相談窓口を開設している。相談内容に応じて専門の相談支援機関へつなぎ、伴走型の支援を行っている。
現状・課題	● 子育て支援においては、常駐する職員による電話や面談などの対応のほか、週1回の個別の相談時間を設けるなどの取組ができています。障がい者や生活困窮、複合化した課題においては、慢性的な人手不足や相談支援事業所数の少なさ、コロナ禍による相談者の増加などのさまざまな要因により、きめ細やかな対応が難しくなっている。 ● 担当者レベルでの連携はおおむねできているが、組織的に連携を深める必要がある。また、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の支援体制では対応に苦慮するケースもみられる。 ● LINEやメールなどによるコロナ禍に対応した相談支援体制は構築できたが、より多くの人にコミュニティソーシャルワーカーの存在を認知してもらうことが課題。また、これまで潜在的であったひきこもりの相談対応などの課題についても、支援の仕組みや体制について検討・構築していく必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● 今後も、相談支援事業所の充実や関係機関との情報共有、連携を推進する。また、相談に来ることが困難な人にアウトリーチを行えるよう、経験のある相談員の採用や育成に努める。 ● 市内の協働・連携体制の強化を図るとともに、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制の整備や、担当職員の意識の醸成に努める。 ● ひきこもりや8050問題など、ますます複雑化する福祉課題に対応するため、様々な交付金を活用しながらコミュニティソーシャルワーカー設置事業を継続する。また、既存の支援体制やそれぞれの役割を適宜見直し、包括的支援体制の整備を推進する。

課題6 地域福祉における今日的な課題への対応

生活保護に至る前の生活困窮者の増加や、介護保険など現行の公的サービスでは対応できない多様な福祉ニーズへの対応、権利擁護体制の充実などが必要です。

取組・成果	● 民生委員児童委員や地区福祉委員が身近な相談相手として、相談支援活動を継続している。また、安否が不明な方や地域で気になる方の情報が、定期的な見守り活動などを通じて市や社会福祉協議会に提供されており、連携の構築ができています。 ● 高齢者が、子ども・若者や障がいのある人など多様な人々とともに生活を送り、必要に応じて生活支援や相談支援を受けられるよう、敬老の里の再編について検討を進めた。また、地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として広く認知されるよう、市のホームページや広報誌を活用し普及啓発を行った。障がい分野では、生まれ育った地域で安心して過ごせるよう、地域生活支援拠点の整備を行った。 ● 自立相談支援の実施状況は、平成29年度から右肩上がりである。特に、令和2年度はコロナ禍による経済状況の悪化で相談件数が急増。また、自立相談支援事業の実施に伴い、生活困窮者の相談窓口の開設や、就労準備支援事業を実施した。令和元年度からは、家計改善支援事業を実施し、相談支援員を1名増やし、2名体制で複雑な困窮状況を支援する体制を構築している。 ● 権利擁護と生活支援の推進において、地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象者の掘り起こしを行っている。また、制度や事業についての相談対応や、支援機関への連携を行った。
現状・課題	● 新型コロナウイルス感染拡大により、すべての地域においてサロンや教養講座など、多くの人が一堂に会する場をもつことが難しくなっている。 ● 敬老の里の再編については、方針の再検討を行っている。高齢分野では、地域包括支援センターの認知度が現役世代に浸透していないことが課題。障がい分野では、安心して暮らせる地域の体制づくりにコーディネーターを配置し、支援施設を中心に整備を進める必要がある。 ● ひきこもり、精神障がいや発達障がい、老老介護、ブラック企業問題などの様々な問題が複合的に絡み合っており、生活困窮に陥っていることが多い。生活困窮者を包括的・継続的に支援する必要がある。 ● 新型コロナウイルス感染拡大により、制度や事業について多人数が一堂に会するような説明会の開催がなかなかできていない。コロナ禍を踏まえ、周知活動の方法を見直す必要がある。また、相談支援事業での成年後見制度相談の充実を図る必要がある。
今後の方向性・取り組むべき事業	● コロナ禍の影響で潜在的な課題をもつ人が増加しているため、個別の相談支援活動や連携をより一層強化する。また、ワークショップなど多くの人が気軽に集まることができる場については、オンライン開催などコロナ禍に対応した形式を検討・推進する。 ● 敬老の里の再編においては、再検討した方針に基づき遅延なく進めていく。高齢分野については、新たな情報伝達方法や啓発活動について検討・実践し、あらゆる世代の地域包括支援センターの認知度の向上を図っていく。障がい分野については、親なき後対策でもある拠点整備の充実を進める。 ● 複合的な課題を抱えている生活困窮者が多く、継続して包括的に適切な支援を実施するには、専門的な相談支援員の育成と相談窓口など実施体制の構築が必要となる。自立相談事業、就労準備事業、家計改善事業の三位一体の総合的支援が必要であり、支援体制の充実に努める。 ● 制度や事業の対象となる可能性がある人を積極的に掘り起こす仕組みづくりに努める。また、周知方法の見直しを図るなど、より多くの人に支援が行き渡るよう相談支援の中でも一層の充実を図る。